解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月八日

静岡県伊豆市本柿木二一三番地の二

財団法人本柿木下組振興会

代表清算人　飯塚　輝芳

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月八日

山形県寒河江市大字田代三五五番地一

財団法人田代区山公社

代表清算人　佐藤昭右衛門

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年五月八日京都府知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月八日

京都府船井郡京丹波町上乙見岡ノ本七番地

上乙見生産森林組合

清算人　竹内　繁夫

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十四年三月二日付けで岡山県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月八日

岡山県津山市上横野三六六〇番地

清算法人上横野土地改良区

清算人代表　長瀬　康春

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年六月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月八日

広島県庄原市東城町久代二一〇五番地一

財団法人久代協和会

代表清算人　髙藤　幸盛

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十四年五月七日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月八日

福岡県築上郡上毛町大字垂水一三三七番地一

清算法人東下土地改良区

代表清算人　吉村　諭吉

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月十六日開催の臨時総会の決議により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月八日

長崎市勝山町三七番地

社団法人長崎県自家用自動車協会

代表清算人　加藤　郷

公益信託二度童子奥田基金第二十九期決算公告

一、事業概要　児童養護施設「三ヶ山学園」他四件、合計五件に二、六四三、〇〇〇円の助成を行った。

二、財産目録（平成二十四年三月三十一日現在）

資産合計　二、六四三、〇〇〇円

負債合計　二、六四三、〇〇〇円

差引純資産　〇円

平成二十四年六月八日

大阪市中央区中寺一丁目一番五四号

公益信託二度童子奥田基金

受託者　社会福祉法人大阪府共同募金会

公益信託近藤きよ子記念福祉基金第十八期決算公告

一、事業概要　軽費老人ホーム「ケアハウスなみよけ」他十件、合計十一件に一四、六六七、〇〇〇円の助成を行った。

二、財産目録（平成二十四年三月三十一日現在）

資産合計　三七、五七五、三〇八円

負債合計　一四、六六七、〇〇〇円

差引純資産　二二、九〇八、三〇八円

平成二十四年六月八日

大阪市中央区中寺一丁目一番五四号

公益信託近藤きよ子記念福祉基金

受託者　社会福祉法人大阪府共同募金会

配当公告

岡山市北区中山下二丁目八番五五号フローレンス中山下グランドアーク一五〇八号

破産者　増本　真一

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十二年（フ）第一七三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、八九八、一八五、三〇九円

一、配当することのできる金額

金一〇、七一〇、五四七円

平成二十四年六月八日

岡山市北区南方一丁目八番一四号　菊池綜合法律事務所

破産管財人　弁護士　財津　唯行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市羽黒町川代字真木森二〇八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　原田仁太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月八日

山形県新庄市沖の町四番三六号弁護士法人手塚橋本法律事務所　新庄事務所

相続財産管理人　弁護士　橋本　一馬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市若葉区桜木三丁目二八四番地の一〇七、最後の住所千葉市中央区祐光一丁目二番一号グラン・コート千葉シティ六〇四号

被相続人　亡　丸井　英昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月八日

事務所千葉市中央区本千葉町二番一三号

福井ビル六階　千葉市民協同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　福田佐知子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市戸塚区吉田町一一四六番地、最後の住所静岡県熱海市西熱海町一丁目二四番一号熱海ゆとりあの郷B三〇二

被相続人　亡　中村　キヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月八日

横浜市中区本町二丁目一五番地横浜大同生命ビル七階

相続財産管理人　弁護士　小川　友深

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅一一七三番地、最後の住所神奈川県相模原市中央区相模原五丁目五番一五号ビッグヴァン相模原Ⅲ二〇二号

被相続人　亡　坂本　勝昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月八日

神奈川県相模原市中央区相模原二―一三―七第二ＪＳビル二〇二

相続財産管理人　弁護士　石橋　忠文

社会福祉法人設立のお知らせ

平成二十四年五月十七日神戸地方法務局にて設立登記を完了し社会福祉法人住吉むつみ会がここに発足しましたので、お知らせします。

平成二十四年六月八日

兵庫県神戸市東灘区住吉宮町七丁目一五番

社会福祉法人住吉むつみ会

理事長　中島　愼賀